

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(総務局人事部制度企画課)…三
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則…(建設局公園緑地部公園課)…三

### 告示

- 平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正…(総務局人事部職員支援課)…三
- 平成四年東京都告示第七百六十二号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正…(同)…三
- 平成四年東京都告示第七百六十三号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障

- 害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正…(同)…三
- 特定計量器定期検査の実施(六件)…(生活文化局計量検定所検査課)…五
- 都市計画事業の認可…(都市整備局都市基盤部街路計画課)…六
- 平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正…(都市整備局市街地建築部建築企画課)…七
- 都営住宅の使用料の変更…(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)…三
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更…(同)…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(同)…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)…(同)…九
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更…(建設局公園緑地部公園課)…三
- 東京港湾湾計画の変更の概要…(港湾局港湾整備部計画課)…七

### 告示(教)

- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正…(同)…六
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学

### 規則(公)

- 警視庁組織規則の一部を改正する規則…三

### 告示(海区漁調)

- 東京海区におけるそでいか漁業の制限…三

### 規程(水)

- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程…三
- 東京都水道局支出事務委託に関する規程…四

### 告示(水)

- 昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部改正…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…三
- (産業労働局商工部地域産業振興課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(同)…四
- 肥料検査成績の公表…(同)…四
- (産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)…四
- 放置車両確認機関の主たる事務所の所在地の変更(二十件)…(警視庁)…四
- 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更(九件)…(同)…五

### 通達

- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正…(東京都人事委員会)…五

### 雑報

規則

○東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の一部を改正する規則………(東京都職員共済組合)………五

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第九十号

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)の一部を次のように改正する。別表22の項中「従事した」の下に「用度課又は」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第九十一号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(二)の項中「二十八万六千円」を「八十

二万七千四百円」に改め、同部(七)の項中「八十九万九千八百円」を「八十七万二千三百円」に改め、同部(八)の項中「三十四万六千円」を「二十七万九千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第八百三十三号

平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三〇八円	一三、〇四〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一元	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一元	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一元

七十歳以上 三、九三〇円 一三、〇四〇円

附 則

1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十六年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第八百三十四号

平成四年東京都告示第七百六十二号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一元	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一元	二一、七八四円

四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円

附 則

- 1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十六年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第八百三十五号

平成四年東京都告示第七百六十三号（平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

表を次のように改める。



附則

- 1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十六年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

●東京都告示第八百三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 検査地域 清瀬市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月二日から同月二十三日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第八百三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 検査地域 国分寺市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもり

を含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月三日から同月十六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第八百三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 検査地域 国立市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月二日から同月九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百三十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域

東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市及び武蔵村山市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年七月一日から同月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百四十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域

新宿区、調布市、中野区、三鷹市及び狛江市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十六年七月一日から同月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百四十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

なお、平成二十六年東京都告示第六百八十三号(特定計量器定期検査の実施)は廃止する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域

日の出町

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年六月二日から同月四日まで

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十八号線
- 三 事業施行期間 平成二十六年五月三十日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 取用の部分 足立区関原三丁目及び梅田五丁目 各地内
  - 使用の部分 なし

●東京都告示第八百四十三号

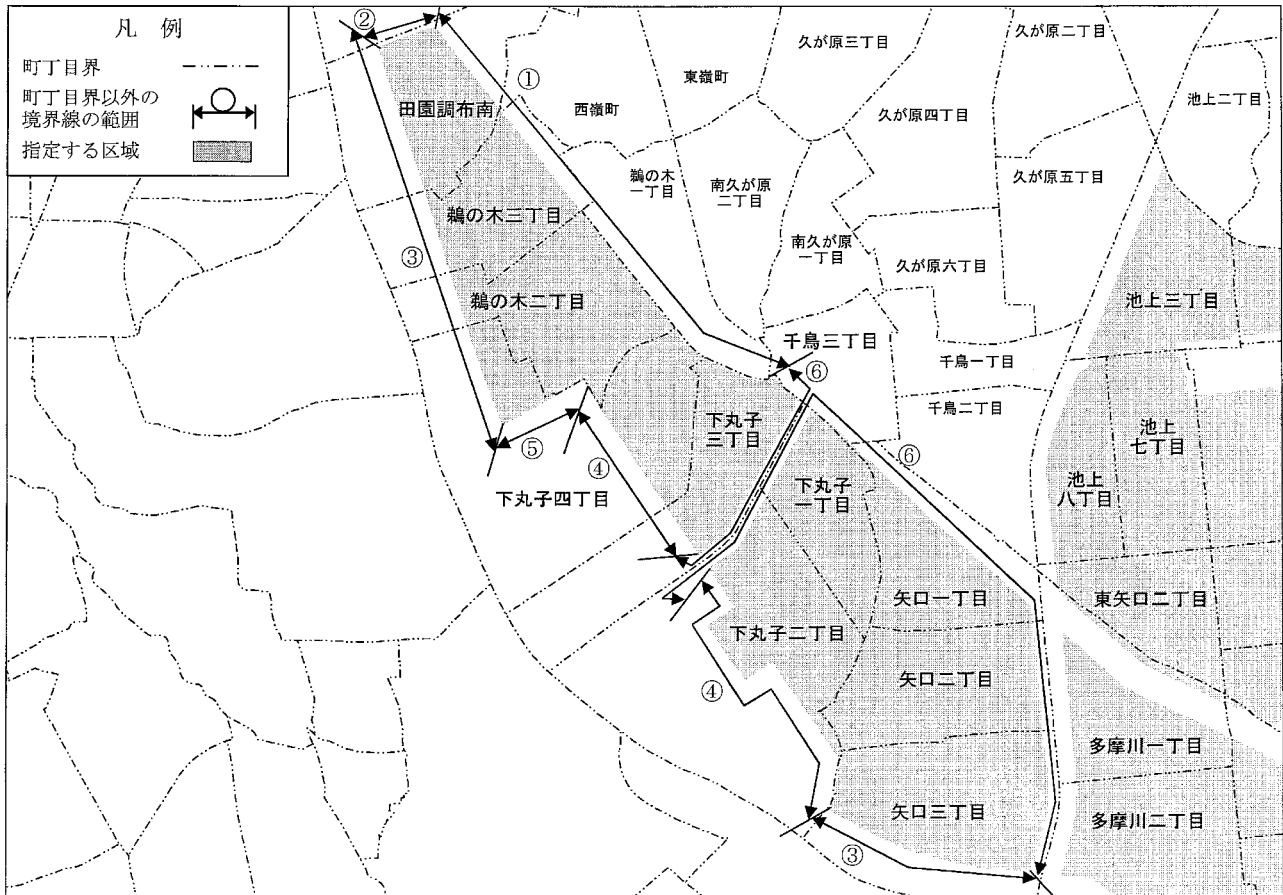
平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

別図三十三を別図三十九とし、別図六から別図三十二までを五図ずつ繰り下げ、別図五の次に次の五図を加える。

別図6（大田区の一部に係る区域その1）



別図7 (大田区の一部に係る区域その2)



別図8 (大田区の一部に係る区域その3)

